

## 負担金の徴収猶予

- 左記に該当する場合は徴収の猶予を受けられます。
- ◎生活保護法に基づく生活扶助を受けている方
  - ◎65歳以上のみの世帯で市民税非課税世帯
  - ◎障害者のいる世帯で市民税非課税世帯
  - ◎建築物(土地)が係争などにより、徴収を猶予することが認められるとき
  - ◎災害、盗難、その他の事故により負担金の納入が困難であるため徴収を猶予することが必要と認められるとき

## 負担金の減免

公共施設、公立・私立学校、社会福祉施設、集会所、建物がない場合の公園などが減免の対象となります。ただし、減免該当者は報奨金及び補助金制度は適用されません。



## 下水道使用料

家庭内の排水設備の工事が完了し、実際に下水道が使えるようになると、使用料金をいただくこととなります。下水道の使用料は、利用者が使用した汚水の量に応じて負担していただくもので、水道の使用量に(表)の単価をかけて、基本料金を加えたものが2カ月当たりの下水道使用料金になります。(下水道使用料は水道料金と合算のうえ納入していただきます。)

**汚水量の認定**

◎水道水だけを使用している場合は、水道の使用水量とします。

◎井戸水だけを使用している場合は、使用状況を勘案した認定水量により決めます。

◎井戸水と水道水を併用して使用している場合は、水道の使用水量と井戸水の認定水量を合計したものを使用水量として使用料を決めます。

(※井戸水の認定水量による使用料金に不都合がある場合には、市で水道メーターを貸与しますので、設置については各人が行なってください。)

(表)  
〔下水道使用料(2カ月当たり)〕

基本料金 汚水量 20m <sup>3</sup> まで	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	
	汚水量	料 金
2,200円	20m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	110円
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	130円
	200m <sup>3</sup> を超えるもの	170円

浴場については、基本料金+超過料金50円/m<sup>3</sup>とする。

一時使用については、基本料金+超過料金170円/m<sup>3</sup>とする。  
(ただし、汚水量は水道などの使用水量の1/3とみなす)

### (計算例)

下水道使用料(2カ月) 50m<sup>3</sup>使用の場合

基本料金	=	2,200円
30m <sup>3</sup> × 110円	=	3,300円
合 計		5,500円+消費税

## 排水設備

排水設備とは、各家庭や事業所などから排出される汚水を下水道管に流すための、排水管や汚水ますなどを設置すること、台所、風呂、水洗トイレなどの流し口から「公共汚水ます」までの範囲をいいます。

### 下水道への接続は・・・

◎排水設備の接続工事は「供用開始の通知」が届いたら、すみやかに行なう必要があります。ことが義務づけられています。(下水道法第10条)

◎くみ取り式のトイレの家庭などは、3年以内に水洗トイレに改造して接続することが、建物の所有者に義務づけられています。(下水道法第11条の3)

### 排水設備指定工事店

排水設備工事や水洗トイレ改良工事などを行なう場合は、市が指定した排水設備指定工事店に依頼してください。(指定工事店については、決定次第広報などでお知らせします)

### 《宅地内排水設備 設置工事補助金》

この補助金制度は、供用開始されますと『排水設備工事』、

『受益者負担金』、『下水道使用料』など一時的に支出が増加することから、宅地内排水設備設置工事費の負担軽減のために設けられた助成制度です。

下水道の加入にあたり、供用開始後3年以内に排水設備工事を完了した方に対して、工事費の2分の1を補助します。ただし、最高限度額を10万円とし、供用開始から2年以内は5万円、3年以内は3万円となります。

### 《排水設備工事等 資金融資制度》

排水設備工事などの整備に必要な資金を斡旋し、利子補給を行う制度も検討中です。

### その他

**雨水と汚水**  
当市の下水道は分流式です。汚水は公共下水道に流していただき、雨水は今までもおり側溝などに流してください。

### 浄化槽の廃止

現在使用している浄化槽については、排水設備を設置する際に不要となります。処分方法としては、掘り起こして撤去する方法や、内部を清掃し底に穴を開け良質土で埋める方法、雨水を集めて溜め散水用を使用する方法などが考えられます。

問合せ 下水道課